

第3章

計画の基本的な考え方

1 まちづくりの理念と将来像

第4次富田林市総合計画では、まちづくりにおける基本的な理念として、以下の5つを掲げています。

- (1) みんなでつくろう、育もう、魅力あるまち 富田林
- (2) 暮らしやすさを実感
- (3) 互いに連携し支えあう地域
- (4) 身近な資源への愛着と活用
- (5) 全地球的な視点と積極的な行動

また、第4次富田林市総合計画では、このようなまちづくりの理念に基づき、富田林の将来像を以下のように設定しています。

富田林市の将来像

南河内の中心として独自のまちづくりを進めてきた歴史・伝統を受け継ぎ、金剛・葛城山系に連なるみどり豊富な景観と、清き石川に育まれた心豊かな人々が、互いに支えあいながら、いきいきと健やかに暮らし続けるまち・富田林

2 計画の基本理念

地域の市民の生活様式や価値観が多様化、複雑化し、核家族化の進展により、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者、悩みを相談できる相手がいないため地域から孤立している子育て家庭、援助を必要とするひとり親家庭や障がい者が増加しています。また長引く経済不況により失業者の増えるなど、地域で暮らす市民の生活の中で、これまで特定の人の特異な問題であった福祉課題が、すべての人のものとなってきました。さらに、行政による公的福祉サービスのみでは、制度の狭間で支援につながらない場合や、支援が困難な状況も顕在化しています。

このような社会の中で、住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくためには、より多くの市民がともに支え合う、地域の独自性を活かした地域福祉活動の展開が期待されます。そして、あらゆる年代・状況において、縦割りではなく、横断的で継続的な支援や体制が求められています。

本計画では、第1期計画と同様に第4次富田林市総合計画が設定する市の将来像の実現に向けて、以下のとおり、基本理念（本計画が目指すまちの姿）を設定しました。

本計画の基本理念

**だれもが自分らしく安心して暮らせる
福祉のまち・富田林**

— 支えあう市民一人ひとりが主役のまちづくり —

地域社会の中には、さまざまな生活課題を抱え、困難な状況に直面している人々がいます。地域住民は、そうした人々の存在をしっかりと認識し、同じ地域社会の構成員として互いに支えあっていくことが大切です。

本計画では、すべての市民が、障がいの有無、性別、国籍、文化、出生、年齢などの違いを超えて、このような支えあいによって安心して暮らせるとともに、まちづくりの主役として積極的に参加、協働、連携していくことができる、言い換えれば、市民一人ひとりが自己実現を果たしていくことができるまちづくりを目指します。

3 計画の基本視点

本計画では、基本理念を具現化するため、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針」に示されている、①住民参加、②共生社会づくり、③男女共同参画、④福祉文化の創造、の4点を踏まえ、以下のとおり「計画の基本視点」を掲げました。

基本視点1 地域を愛し、人間を愛し、自分を大切にする地域住民による福祉文化の創造

障がいの有無やその人の状況にかかわらず、ライフスタイルや価値観が多様化しています。そのなかで、その人らしく暮らせるために、市民一人ひとりの暮らしを大切にすることが求められます。

市民一人ひとりが、住んでいる地域に関心を持ち、地域住民の抱えている生活課題を理解し、その解決に向けてともに考え取り組んでいくことにより、“まちが好き、ひとが好き、そして自分も大切にする”という心は育まれていくと考えます。

また、こうした考え方をすべての市民が共有し、その共有価値を具体的なくみや取り組みの中に生かしていくことで、福祉文化を創造していきます。

基本視点2 すべての市民の人権を尊重し、差別と排除のない地域社会づくり

地域社会で暮らしている人は誰でも地域社会を構成する一員として平等であり、お互いの人権を尊重しあい、その実現に向けて取り組まなければなりません。このことは、地域福祉を推進していく上で最も大切にしなければならないことの1つです。本計画では、誰一人として社会から排除しないというソーシャル・インクルージョンの考え方に基づき、それを実践していくことにより、差別と排除のない地域社会づくりを進めていきます。

基本視点3 男女共同参画による地域福祉の推進

本市では、平成23年4月に「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」を施行し、男女が互いに協力し、自らの意思によって、暮らしのさまざまな場面において対等に参画し、能力を発揮する機会が確保された社会（男女共同参画社会）の実現に向けて取り組んでいます。地域福祉においても、男女共同参画の啓発を図っていきます。

基本視点4 多様な主体の自主性を生かした協働による自立支援のネットワークの構築

地域住民の抱える生活課題が多様化・複雑化していく中、こうした生活課題に対応していくためには、公助の充実とともに、互助や共助が不可欠です。

富田林市では、行政をはじめ社会福祉協議会やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、NPO、ボランティアなどの専門職等、町会・自治会、校区・地区福祉委員会、民生委員・児童委員、当事者グループなどの多様な主体が地域福祉活動を展開しています。

今後は、生活課題解決における行政や専門職等以外の活動主体の役割は、年々増加していくものと思われます。

これらの多様な活動主体の参加を積極的に支援していくとともに、多様化・複雑化する生活課題に適切に対応していくために、各主体の自主的な活動を尊重しつつ、必要に応じて、多様な主体が協働・連携して課題に対応することができるよう、ネットワークづくりを進めます。

基本視点5 市全体での取り組みと各地域の実情に応じた取り組みの展開

本計画は、全市的な視点から、富田林市において地域福祉を推進するための考え方や具体的な施策・事業をとりまとめたものです。

実際に地域福祉を推進する「地域の範囲」としては、固定的・限定的なものではなく、活動の取り組み内容や、サービスの内容などによって、さまざまな枠組みが考えられます。「地域」という範囲は、事例によってその示す範囲が異なり、柔軟な考え方が必要だといえます。

富田林市内の各地域（例えば、各小学校区）は、それぞれに異なる地域特性を有しているため、各地域において地域福祉に関するしくみや取り組みを検討し、それを実践するにあたっては、社会福祉協議会の策定した地域福祉活動計画などを参考にしながら、それぞれの地域特性や地域実情に応じたものにしていく必要があります。

4 第2期計画の重点課題と方向性

本計画では、「第2章 第1期計画の検証・課題」を踏まえつつ、福祉関係者アンケートや校區別ワークショップ、策定委員会委員の意見を踏まえ、第2期計画で捉えるべき重点課題と方向性を、以下のとおり整理しました。

各種調査結果や計画策定委員会意見を踏まえた主な現状・課題

1 市民アンケート

- ・ 公的機関に相談している人が少ない
- ・ ボランティアの話を知りたいと思っている人が多い
- ・ 福祉サービスに関する情報を入手できていない人が半数近くいる
- ・ 社会福祉協議会、CSWなどの活動内容を知らない人が多い

2 校區別ワークショップ

- ・ 地域の交流が必要
- ・ 各地域で出張なんでも相談の開催が必要
- ・ 若い世代の理解、参画が急務
- ・ ひとり暮らし高齢者に対する安否確認や地域の避難訓練活動が必要
- ・ 福祉委員会活動のPRが必要

3 福祉関係アンケート

- ・ 活動上で困っていることは「活動のメンバーが高齢化している」、「一緒に活動するメンバーが少ない」が高い
- ・ 地域福祉を推進していくために必要と思うことは「行政・協議会・住民が協力して取り組む」が最も高い

4 委員会（地域福祉計画委員会、地域福祉活動計画策定委員会）

- ・ 自分の持っている力を富田林市に活かしたいが方法がない
- ・ 支援者同士のつながりの広がり
- ・ 埋もれている問題をどう拾うことができるか

重点課題1
町会・自治会など地域で活動する組織が連携協働し、地域福祉活動に主体的に参加し協働できるしくみづくりが必要

重点課題2
福祉活動の担い手を育成するしくみづくりが必要

重点課題3
偶発的におこる災害等において助け支え合うことができるよう、住民同士がつながるしくみづくりが必要

重点課題4
福祉サービスの情報や相談する窓口を知らないため、さまざまなニーズを受け止め対応できるしくみづくりが必要

重点課題5
誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう個々の権利が守られたしくみづくりが必要

目指すべき方向（基本目標）

- A お互いの顔が見え支え合う関係をつくろう
 B 一人ひとりの力を地域で生かそう
 C 安全に安心して暮らせる環境をつくろう
 D さまざまな支援が受けやすい地域にしよう
 E 誰もがともに生活するまちをつくろう

5 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、5つの基本視点及び重点課題を踏まえ、本計画では、各個別計画で実施している施策や事業と整合を図りながら、制度の狭間で支援につながらないことや地域で顕在化している生活課題の解決に向け、社会資源のネットワーク化によるしくみづくりを行うこととし、次の5つの基本目標を設定します。

基本目標A お互いの顔が見え支え合う関係をつくろう

誰もがお互いの人権を尊重し、思いやりを持てるよう福祉の意識を醸成するとともに、地域のふれあいを深めるなかで、助け合いや支え合いのある地域づくりにすべての市民が参画できる環境をつくります。

基本目標B 一人ひとりの力を地域で生かそう

地域のさまざまな年代や多様な人材を活かしながら、積極的に地域活動やボランティア活動に取り組めるようにするとともに、誰もが無理なく活動を継続できる環境をつくります。

また、町会をはじめとした地域組織の活動やボランティア、NPOなどによる支援活動など、さまざまな地域福祉活動のより効果的な連携を図ります。

基本目標C 安全に安心して暮らせる環境をつくろう

地域の住民・諸団体を中心に、社会福祉協議会などの専門職等や行政が連携しながら、高齢者や障がい者、子どもなどを狙った犯罪の防止、災害時に支援が必要となる人への支援体制を構築し、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

基本目標D さまざまな支援が受けやすい地域にしよう

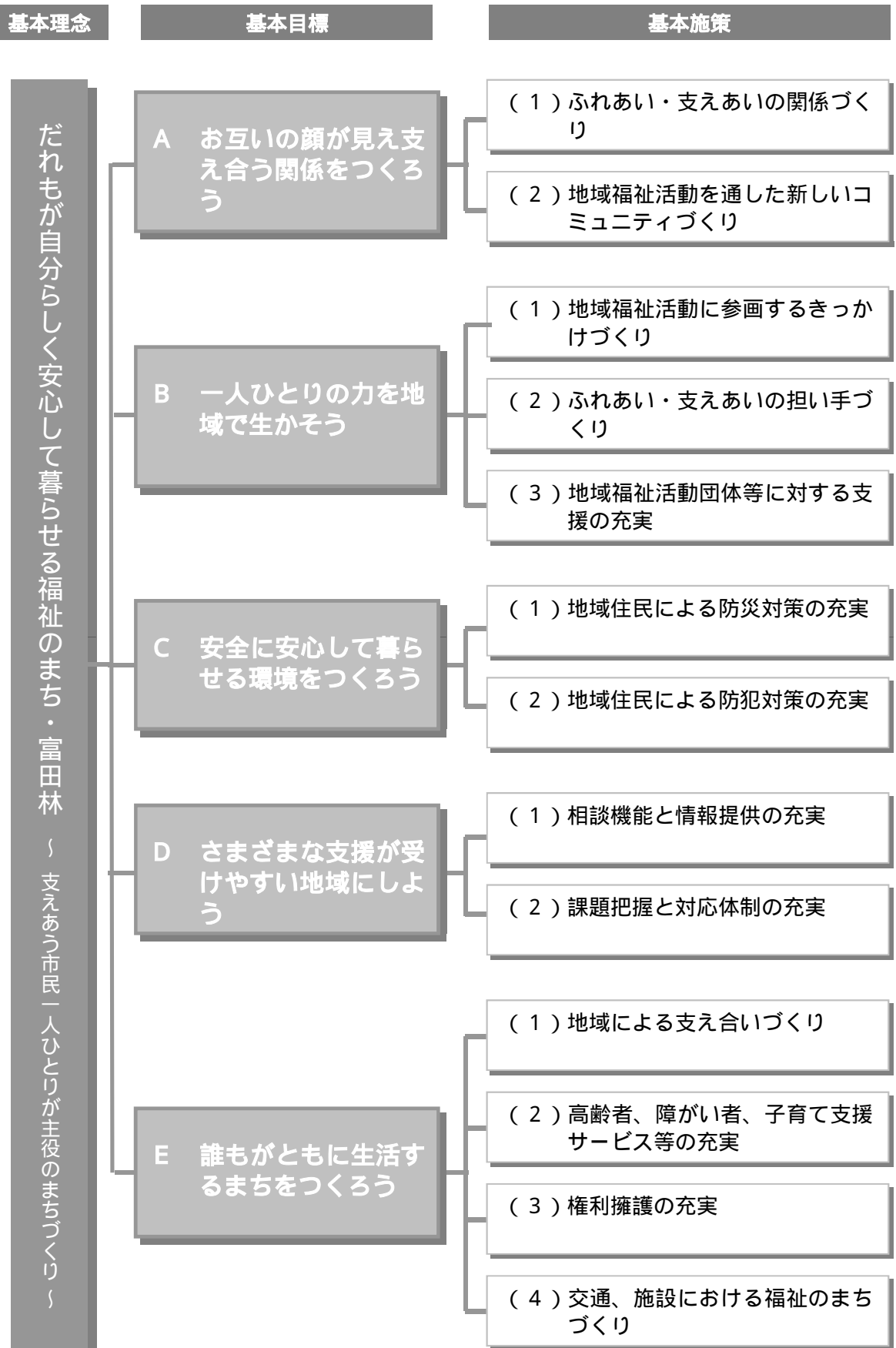
地域で暮らすなかで、身近に相談する人がいない、あるいは相談窓口まで行くことができない人などさまざまな状況があります。誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の住民・諸団体、社会福祉協議会などの専門職等や行政が協働し、地域の身近で相談できるしくみづくりを進めます。

基本目標E 誰もがともに生活するまちをつくろう

福祉サービスの質の向上を図り、誰もがサービスを利用しやすい体制づくりを目指します。地域の中でさまざまな課題を抱えている人たちを同じ地域の構成員として包み込み、支え合っていけるよう、地域全体が一体となった地域づくりを進めます。

また、障がいのある人や高齢者等の特定の人のためだけでなく、あらかじめ誰もが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方にに基づき、まちづくりを進めます。

6 計画の施策体系



7 地域福祉における「担い手」の役割

生活上の悩みを抱える要援護者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、隣近所や町会・自治会、民生委員・児童委員、校区・地区福祉委員会など地域で活動する団体による声かけ・見守り・相談などの地域による支援が必要になります。

地域で把握された要援護者を早期に必要なサービスにつなぎ、適切な支援が行われるためには、社会福祉協議会やCSW、NPOをはじめ、高齢、障がい、児童など、それぞれ分野別の専門職等の協働・連携が必要になります。

行政においては、市域の実情に応じた政策推進が必要であり、地域や専門職等による支援が総合的に機能するしくみづくりが求められます。

地域による支援・分野連携（社会福祉協議会・専門職等）による支援・行政による支援の3つの支援が協働・連携することで、地域福祉の根幹となる地域における見守り・相談・つなぎのネットワークが構築されます。

「第5章 個別施策の展開」では、5つの基本目標及び13の基本施策ごとに、本市における地域福祉の推進に関わる各主体として、市、社会福祉協議会・専門職等、地域ごとの担い手とその取り組み内容を記述しています。

それぞれの担い手に求められている（または、期待されている）役割を以下のとおり整理しました。

市の役割

富田林市では、横断的な組織体制のもと本計画及び関連諸計画を計画的に推進し、公助の中心的な機関としての役割を果たしていくとともに、地域と社会福祉協議会・専門職等の協働・連携による地域福祉の推進にも取り組みます。さらに、計画期間内における計画の点検・評価、見直しについて、個別課題の状況把握に努め、住民ニーズや社会環境の変化に即した計画の進捗管理を行います。

富田林市社会福祉協議会・専門職等の役割

○社会福祉協議会

社会福祉協議会には、地域福祉を推進する中核的な組織として住民の福祉課題を把握し、さまざまな問題を抱えた人々を見過ごすことなく、地域で安心した生活が可能となるよう一人ひとりの生活を総合的に支援していくための事業展開を行います。また、地域住民の地域福祉への関心や意識を高め、自発的

な活動を最大限に引き出す環境を育む活動を展開し、誰もが安心して暮らすことができる「福祉でまちづくり」を他の福祉の専門職等と市や地域と協働・連携して取り組みます。

○専門職等

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割

地域福祉セーフティネットを機能させるため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を適切に配置し、地域における見守り・相談・つなぎ機能の強化を図るとともに、地域の福祉課題を、市をはじめとした行政、専門職等、地域住民の協働・連携により解決していくことが求められています。

福祉サービス提供機関の役割

福祉サービス提供機関には、福祉サービスの専門機関としてスタッフの専門性の向上やサービスの向上に努めるとともに、利用者の人権に配慮し、利用しやすい環境づくりに取り組むことが期待されています。また、さまざまな機関による協働・連携の取り組みにおいて、各機関の専門性に見合った役割を担うとともに、地域福祉活動に参加していくことが求められています。

NPOなど地域で活動する主体の役割

地域で活動するNPOやボランティアなどは、公的な福祉サービスのすき間の課題解決をはじめとし、これからの地域福祉の課題を解決する上で新たな福祉の担い手として期待されています。

今後は活動基盤を強化するなど、より安定した形での自己実現も図りながら地域住民の生活課題を把握し、専門職や地域福祉活動団体との協働・連携の取り組みに参加していくことが求められています。

地域の役割

地域住民の役割

地域福祉の主人公は地域住民であり、福祉サービスの受け手としてだけでなく、地域福祉の担い手であるという認識を持ち、地域社会を構成する一員として積極的に地域活動に参加し、ふれあい・支えあいに関わっていくことが期待されています。

民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員には、地域住民との信頼関係を背景に、住民にとって身近な相談機関として、生活課題や福祉ニーズの発見、福祉サービス提供機関などへの“つなぎ”などの役割が求められています。また、守秘義務を遵守しつつ、多様な主体による協働・連携の取り組みに積極的に協力していくことが求められています。

校区・地区福祉委員会の役割

校区・地区福祉委員会には、市民にとって身近な地域における地域福祉活動の推進役としての役割が求められています。また、市全体の地域福祉活動の推進役である社会福祉協議会の支援のもと、他の地域福祉活動団体等と協働・連携していくことが求められています。

町会・自治会などのその他の地域福祉活動団体の役割

町会・自治会、子ども会、老人クラブをはじめとする地域の各種団体には、これからの地域福祉の課題を解決する上で重要な役割が期待されています。

今後は、それぞれ固有の活動をより一層発展させるとともに、他の地域団体と日常的な交流を深め、地域住民が抱えている生活課題を共有しつつ、より広範な協働・連携の取り組みに参加していくことが求められています。

富田林市のこれからの地域福祉の構造モデル

